

偽造キャッシュカード問題への 対応について

平成17年4月1日

社団法人全国信用金庫協会

信用金庫の現況

(平成17年4月1日現在)

信用金庫の数	298金庫
（うち 共同事務センター加盟）	253金庫
（うち 自営）	45金庫

(平成16年9月末現在)

信用金庫の総預金量	約107兆466億円
キャッシュカード総発行枚数	約5,062万枚
CD・ATM総設置台数	約19,200台

信用金庫業態の特性

前掲のとおり、全国298信用金庫のうち253信用金庫が共同事務センターに加盟し、共通のコンピュータ・システムを利用している。

(注) その他の45信用金庫(自営信用金庫)は、それぞれ独自のコンピュータ・システムを利用。

したがって、偽造キャッシュカード問題への対応のうちコンピュータ・システム関連事項に関しては、共同事務センターでの対応を中心に記載する。

偽造キャッシュカードによる預金払出しの実態

信用金庫業界での偽造キャッシュカードによる預金払出しの実態は下表のとおり。

偽造キャッシュカードによる預金払出し等に関する調査結果(地区別)

(金庫数:平成16年12月末時点)

	全 国	地 区 別										
		北 海 道	東 北	関 東	東 京	北 陸	東 海	近 畿	中 国	四 国	北 九 州	南 九 州
(金 庫 数)	(301)	(26)	(34)	(51)	(26)	(19)	(41)	(34)	(28)	(11)	(14)	(17)
件 数 (件)	平成13年度	0										
	平成14年度	1		1								
	平成15年度	3			3							
	平成16年度	16		13	3							
	平成16年 4月～6月	2		2								
	平成16年 7月～9月	2		2								
	平成16年 10月～12月	12		9	3							
	合 計	20	0	0	14	6	0	0	0	0	0	0
金 額 (千円)	平成13年度	0										
	平成14年度	1,609		1,609								
	平成15年度	6,770			6,770							
	平成16年度	49,562		44,245	5,317							
	平成16年 4月～6月	3,560		3,560								
	平成16年 7月～9月	3,474		3,474								
	平成16年 10月～12月	42,528		37,211	5,317							
	合 計	57,941	0	0	45,854	12,087	0	0	0	0	0	0

(注)沖縄県は「東京」に含む。

偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ等

偽造キャッシュカード犯罪が社会問題となっていることに鑑み、本会では本年1月28日に業界としての対策の骨子を会長談話として発表したあと、同2月23日には常任理事会において「偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ」（別添資料を参照。）を決定し発表した。

また偽造キャッシュカード被害の補償に関しても、全銀協会長がカード規定試案の見直しなどについて3月22日の記者会見で表明されたことを踏まえ、3月24日に会長名でこれに追随する方針を各信用金庫に表明した。

今後、全銀協における諸事項の検討が終了するのを待って、同様の方針を信用金庫業界としての申し合わせ事項とする予定。

信用金庫業界における対応状況(1)

信用金庫業界における偽造キャッシュカード問題への対応状況は1．および2．のとおり。

なお本会は、金融庁が各信用金庫に対し求めた「偽造キャッシュカード犯罪緊急対応方針」に関する報告の写を徴求することにより、各信用金庫における最新の対応状況等を把握する方針。

信用金庫業界における対応状況(2)

1. 被害の予防策等

(1) 暗証番号のセキュリティー強化策等

キャッシュカードおよび暗証番号の管理等に関する利用者への呼び掛け

- ・ポスター等により実施済み。
- ・共同事務センターでは、生年月日等の類推されやすい番号を暗証番号として使用している顧客に対しATMの画面上に注意メッセージを表示する機能を今年9月に提供の予定。

類推されやすい暗証番号の使用防止

- ・共同事務センターでは、暗証番号の登録、変更時に生年月日等の類推されやすい番号の指定があった場合には、システム的にエラーとする仕組みを今年9月に提供の予定。

信用金庫業界における対応状況(3)

A T M操作中ののぞき見防止策（後方ミラー、のぞき見防止フィルム、衝立等）

- ・ 多数の信用金庫においていずれかの措置を講じているが、未実施の信用金庫に対しては実施を要請中。

<特徴ある取組み>

巢鴨信用金庫「がんじがらめの安心口座『盗人御用』」

偽造キャッシュカード被害に遭わないために、「不便でもよいからキャッシュカードを返したい」との声が高齢な預金者からあがっているのに対応して開発した新商品。

主な特徴は次のとおり。

- 1．「決済用預金」、「普通預金」、「貯蓄預金」で利用可能。
- 2．キャッシュカードの発行は行わず、預金の引き出しは「預金者本人」が「口座を開設した店舗」の「窓口」で手続きをとった場合にのみ行える。
- 3．預金引き出し時には、「通帳・印鑑」のほか運転免許証など顔写真付きの公的書類の提示が必要（ない場合には予め顔写真を提出していただき、照合）。加えて念のため、「好きな歌手」、「母親の名前」など複数の符丁を預金者ごとに決めておき、本人確認に利用する。
- 4．1日あたりの出金限度額は50万円または100万円とする。

信用金庫業界における対応状況(4)

(2) 被害拡大の防止策

A T M利用限度額の引き下げ

- ・ 共同事務センターでは、1日あたりの取引限度額を金庫単位で設定する機能を提供済みであり、さらに今年5月には顧客の申し出による1日あたりの取引限度額および支払回数を口座ごとに設定できる機能を提供の予定。また顧客の申し出による1月あたりの取引限度額を口座ごとに設定できる機能も導入に向けて検討中。
- ・ 自金庫カードで自金庫A T Mを利用する場合の取引限度額の引き下げは、多くの信用金庫において実施済みであるが、未実施の信用金庫に対しては早期の実施を要請しており、さらに実施済みの信用金庫に対しても、引き下げ後の限度額の妥当性等につき再度検証することを要請中。

信用金庫業界における対応状況(5)

異常な取引を検知できるモニタリング機能の導入

- ・ 共同事務センターでは、どのような機能とすることが望ましいかにつき検討中。

A T Mネットワークセキュリティの強化

- ・ 今後本会において有効な方策を検討する予定。

信用金庫業界における対応状況(6)

(3) キャッシュカードのIC化

ICキャッシュカードの発行

- ・ 共同事務センターは、加盟信用金庫がICキャッシュカードを導入するためのインフラ整備を近く行う予定。

本人確認方法としての生体認証の導入

- ・ 共同事務センターは、加盟信用金庫が生体認証を導入するためのインフラ整備を近く行う予定。

信用金庫業界における対応状況(7)

2. 被害発生時の対応

(1) 被害補償

- ・ 被害者への補償については、全銀協に追随する方針。
- ・ 偽造キャッシュカード保険の制度を導入済み。

(2) 警察当局および被害者への対応

- ・ 偽造キャッシュカードによる預金引き出し等の発生が疑われる場合は、警察当局に速やかに情報提供や被害届の提出を行う方針。
- ・ 被害者に対し丁寧かつ真摯に対応・説明を行う態勢を整備する。

まとめ

偽造キャッシュカード被害は原則として補償する方針。

被害発生を防止するための諸施策に真剣に取り組む。ICカードの低コスト化、生体認証方式の統一化が進展することを期待。

補償について立法化されると、被害が発生していない地域の信用金庫にとっては、安全対策へのインセンティブ低下が懸念される。

平成17年2月23日

偽造キャッシュカード対策に関する申し合わせ

社団法人 全国信用金庫協会

信用金庫業界は、偽造キャッシュカードによる預金等引出し事件が、お客さまの預金の安全性を脅かし、信用金庫業の要であるお客さまからの「信頼」を根幹から崩しかねない重大な問題であるとの認識から、去る1月28日にその対策の方針を全信協会長談話として発表した。

キャッシュカードは、広くお客さまにご利用いただいております。各信用金庫は、従来よりお客さまに安心してお取引いただくための諸施策に取り組んできているところである。

今般、偽造キャッシュカード問題に関して、下記をはじめとした対策について本会並びに業界関係機関、各信用金庫が積極的に検討し、一層の取り組みを申し合わせる。

(別添資料)

記

1．偽造キャッシュカードが作成されないための対策

磁気ストライプと暗証番号に代わる新たなシステムの導入

- ・キャッシュカードのICカード化
- ・ATMにおける生体認証による本人確認 等

お客さまのカード管理の厳正化の呼びかけ

- ・キャッシュカードを長時間手許から離すことに対する注意喚起 等

2．偽造キャッシュカードが使用されないための対策

暗証番号のセキュリティ強化

- ・暗証番号変更に関する利便性の確保
- ・ATM画面の覗き見防止措置の実施
- ・類推されやすい番号を使用することに対する注意喚起
- ・貴重品ボックス等に寄託する際の暗証番号の利用に関する注意喚起
- ・暗証番号の定期的な変更の推奨 等

(別添資料)

3. 偽造キャッシュカードによる被害が拡大しないための対策

キャッシュカードの利用限度額引き下げ

- ・お客さまによる1日あるいは1回あたりの利用限度額を任意に設定することのできる仕組みの整備
- ・1日あるいは1回あたりの利用限度額の引き下げ 等

モニタリング

- ・異常な取引を早期に発見できる体制の整備 等

4. 万一、お客さまが被害に遭われた場合のための対策

お客さまへの真摯な対応

- ・窓口における被害者への真摯な対応
- ・補償のあり方についての検討
- ・保険付預金商品の開発への取り組み 等

捜査への積極的な協力等

- ・信用金庫からの速やかな被害届の提出
- ・防犯ビデオの保管期限の延長 等

以 上